

商标局关于征求商标法修改意见的公告

公司名称： AIPPI 日本分会

主管人： 会长 长泽健一

現在、中国商標審査は最初に拒絶理由通知が来ると応答ではなく拒絶不服審判請求しかできないため、登録になるまでに時間と費用がかかります。最低でも 1 度は拒絶に対して該当審査官に応答できるようにすれば、早期に登録となる商標出願が多くあると思います。

上記と関連しますが、拒絶不服審判請求と同時に先商標登録の 3 年不使用取消審判請求を行うことが多いですが、以前は不使用取消審判請求をした場合、審決が出るまで拒絶不服審判請求の判断の保留を請求すれば認められていたのが、最近は早期解決を名目に認められずに先に拒絶不服審判請求の審決が出てしまい、不使用取消審判請求をした意味がなくなっています。上記も改善していただきたいです。

現在、中国商標審査は拒絶通知が来た場合の応答期限が受領日から 15 日以内であり、他国に比較し出願人が応答について考慮する期間が短いです。応答期限を最低でも 1 カ月等、長くしていただきたいです。

中国では拒絶の際の決着が極めて早いために、念のための再出願を行うこともよく行われています。中国商標法 28 条では、商标局は 9 ヶ月以内に審査を終了するものとされ、早期の権利化が重要な施策となっていることは理解しますが、現状では無駄な手続きが発生しており、本末転倒の状態が生じていると思われます。

以上